

2030ゼロ・カーボンシティの実現を目指して
市民・市内企業の省エネ設備の導入を応援します！



▲市ホームページ



令和8年度（2026年度）

鹿角市省エネ高効率空調等導入補助金

対象となる省エネ設備

更新前後の省エネ効果を比較してCO₂排出量が30%以上削減※されることが要件です

※市が別に定めるCO₂排出削減量の算定方法によって確認いただきます。

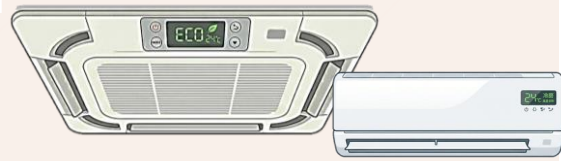
個人向け



高効率空調設備

高効率給湯機器

事業者向け



高効率空調設備

（給湯器は対象外）

交付要件 | 個人向け

- ・ 補助申請時点で市内に住民登録済み
- ・ 自らが居住する市内の住宅に購入した機器を設置して6年以上使用する
- ・ 鹿角ゼロカーボンサポーターに登録する（必須要件） ほか



『鹿角ゼロカーボンサポーター』についてはこちらをご確認ください。
（市ホームページを開きます）

交付要件 | 事業者向け

- ・ 市内に事業所を有している
- ・ 市内の事業所に購入した機器を設置して6年以上使用する
- ・ 鹿角市脱炭素行動事業者の認定を受けるよう努める（努力義務） ほか

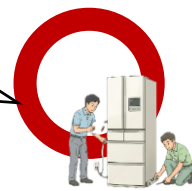


『鹿角市脱炭素行動事業者』についてはこちらをご確認ください。
（市ホームページを開きます）

対象経費

1. 設備費（設備・機器の購入、運搬・調整・据付けに要する経費）
2. 工事費（直接・間接・付帯工事費のほか、機械器具費、測量及び試験費）

このメニューは
工事費も対象です。



※このほか最新の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（環境省）別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）に定める経費は対象とします。

補助率・上限額

税込み対象経費の

1 / 2 以内

1. 個人向け 空調設備の上限10万円、給湯器の上限40万円
2. 事業者向け 空調設備の上限50万円

申請期限 | 令和9年1月29日（金曜日）まで

※ 先着順で、予算がなくなり次第受付を終了しますので、必ず事前に市役所の担当部署（メール：zero2030@city.kazuno.lg.jp、電話：0186-30-0249）にご相談ください。

補助金の申請方法については裏面をご確認ください。

交付申請から補助金支給までの手続きの流れ

(申請する前に行うこと)

- 申請者→市内店舗 | 導入を検討している機器の見積書とカタログ等の準備を依頼
申請者 | 設置予定の箇所の写真(設置場所の全景、更新前の設備等)を撮影しておく



※ 注意: 補助金を申請する前に発注や設置工事などを行った場合は補助対象外です!

交付申請

申請者→市 | ① 交付申請書類の提出

様式第1~3号、見積書、カタログ仕様書、設置個所の位置や概要を示した図面、設置予定場所の現況写真、市税の滞納がないことを証明する書類(申請前日3か月以内の発行)、固定資産評価証明書等の設備を設置する建物の所有状況を示す書類(申請前日3か月以内の発行)、建物所有者が設備の設置に承諾した証明書類(設置する建物の所有者が申請者以外の場合)、事業を営んでいることの証明書類(事業者の場合)、マイナンバーカード等の写し(個人の場合)、**省エネルギー効果が確認できる書類(ゼロカーボン推進室と共同で作成することを基本とします)**

各様式は市HPからもダウンロードできます。

市→申請者 | ② 審査・決定・交付決定通知発行

申請者 | ③ 設備の発注、設置工事の実施、完成前後の写真撮り、設置に係る代金の支払い
※代金は先払いになります。

必ず令和9年2月26日(金)までに支払い(領収書の発行・受領)を完了して下さい

実績報告

申請者→市 | ④ 実績報告書類の提出

様式第9号、領収書などの支払い証明書類、契約書の写し(申請していない設備や施設の内容が含まれていないこと。個人の場合は領収書の写しでも可)、完成後の写真(設置位置、設置後の設備の写真、型式ラベル等)

報告〆切は令和9年3月9日(火)!



市→申請者 | ⑤ 書類確認、現地確認の実施、補助金確定通知の発行・送付

補助金の請求

申請者→市 | ⑥ 請求書作成・提出

様式第11号(実績報告をいただいた後で提供します)

市→申請者 | ⑧ 請求書確認・支払

※請求書の受領後、支払いまで2週間程度かかりますのであらかじめご承知おきください。

お問い合わせ先・申請書類提出先(持ち込み先)

環境法 | 脱炭素地域づくり支援サイト▼



〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1 市役所2F
鹿角市 産業部 商工振興課 ゼロカーボン推進室
メールアドレス zero2030@city.kazuno.lg.jp
TEL 0186-30-0249 / FAX 0186-30-1515

申請を検討されている方は事前にご相談ください



▲市ホームページ